

## たんの吸引等の業務を行うための登録特定行為事業所の登録申請について

平成24年4月1日から社会福祉士及び介護福祉士法が改正され、認定特定行為業務従事者認定証（以下「認定証」という。）の交付を受けた介護職員等が、登録特定行為事業者において、たんの吸引等の実施ができるようになりました。

### ① 登録が必要となる事業所

- ・ 認定証の交付を受けた介護職員が業務に従事し、たんの吸引等を実施しようとする事業所は登録が必要です。
- ・ 異動等により別の事業所から転勤等した職員が異動先の事業所において、たん吸引等の行為を行う場合は、異動先の事業所が新たに登録申請を行う必要があります。

### ② 登録申請

- ・ 登録申請は、別表1「申請書類確認票（登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）」（ホームページに様式掲載）にある必要書類を提出してください。
- ・ 事業所の登録は、既に指定を受けている事業のサービス種別ごとに行ってください。

例1：介護保険法における訪問介護と、障害者自立支援法における居宅介護は、各々事業種別ごとに行う。

例2：介護保険法における介護老人福祉施設と短期入所生活介護は、併設の事業所であっても別々に登録申請を行う。

### ③ 登録事業所における特定行為

- ・ 不特定多数の者を対象にして特定行為を行う場合であって、各介護職員等によって行う特定行為の範囲が異なる場合は、特定行為の範囲が多い者に合わせて申請してください。
- ・ ただし、各介護職員が行う特定行為は、認定証に記載のある行為に限りませので、業務方法書の手順は、別に定めるか、どの特定行為を示しているかわかるように記載してください。
- ・ 不特定多数の者対象研修修了者と特定の者対象の研修修了者がいる場合は、それぞれ別に申請を行ってください。（※2つの事業所登録を受けるという意味）

### ④ 登録日等

- ・ 原則として、毎月1日及び16日に登録を行います。
- ・ 登録希望日の30日前までに申請書類（2部）を保健福祉事務所に提出してください。
- ・ 提出された申請書は、各保健福祉事務所から、介護保険関係事業者は介護支援室へ、障害福祉関係事業者は障害者支援課へ提出され、審査を行います。審査後、介護支援室又は障害者支援課から通知します。

### ⑤ その他

違法性阻却の通知については原則として廃止となりますので、平成24年4月以降、通知に基づくたんの吸引等の医療的ケアを介護職員が実施することはできませんので、ご注意ください。